

第 3 3 回議会運営委員会記録

令和 5 年 1 月 1 8 日

【開催日】 令和5年1月18日（水）

【開催場所】 第1委員会室

【開会・散会時間】 午前10時～午前11時19分

【出席委員】

委員長	大井 淳一朗	副委員長	宮本 政志
委員	伊場 勇	委員	笹木 慶之
委員	森山 喜久		

【欠席委員】

なし

【委員外出席議員等】

議長	高松 秀樹	副議長	中村 博行
----	-------	-----	-------

【執行部出席者】

総務部長	川地 諭	福祉部次長兼子育て支援課長	長井 由美子
------	------	---------------	--------

【事務局出席者】

局長	河口 修司	局次長	島津 克則
主査兼議事係長	中村 潤之介	庶務調査係長	田中 洋子
議事係書記	若野 みちる		

【付議事項】

- 1 令和5年第1回（1月）臨時会に関する事項について
 - (1) 会期案について
 - (2) 議事日程案について
- 2 申し入れ書（山陽小野田市議会6月定例会以降に開催されます本会議また委員会等、市議会が定める公開される会議の撮影を許可していただきますようお願いいたします。）について
- 3 （仮称）議会個人情報保護に関する条例の制定について・・・資料1
- 4 代表質問について
- 5 その他
全員協議会の開催日時

大井淳一郎委員長 皆さんおはようございます。ただいまより、第 33 回議会運営委員会を開会します。お手元にあります付議事項に従って進めてまいりますので、委員会運営に御協力のほど、よろしくお願いいたします。まず付議事項 1 点目、令和 5 年第 1 回（1 月）臨時会に関する事項についてですが、議案が上程されるということで、なぜ上程されるか、経緯を執行部から説明していただければと思います。

川地総務部長 おはようございます。お忙しい中お集まりいただきまして、ありがとうございます。この度、大変申し訳ございません、緊急案件といたしまして、議案 1 件の上程をお願いするものです。内容ですけれども、国の令和 4 年度第 2 次補正予算の中で、出産子育て応援交付金がありまして、この応援交付金を活用して、出産子育て応援事業を早急を実施すべく、一般会計補正予算第 8 回の提出をお願いするものです。内容につきましては、担当課長が説明します。

長井福祉部次長兼子育て支援課長 それでは、子育て支援課から御説明します。この度の議案は、国が新たに創設しました出産子育て応援交付金に関するものです。全ての妊婦や子育て家庭が、安心して出産・子育てできる環境整備が喫緊の課題とされる中、妊娠期から出産・子育てまで一貫して、身近で相談に応じ、必要な支援につなぐ、伴走型の相談支援を充実させ、経済的支援を一体とした事業を実施する市町村に対して、国の交付金に係る令和 4 年度第 2 次補正予算が 12 月 2 日に成立しました。この事業の目的及び内容から、安心して出産・子育てを行ってもらうためには、本市においても実施が必要な事業と判断しました。しかし、国から事業の実施要綱案及び補助単価案が示されたのが 12 月 19 日であり、12 月議会に追加議案を提出するいとまがなかったこと、また、事業実施に当たり、準備等に必要な期間を確保し、年度内に支給を開始するた

めに、3月議会では必要な期間を確保できないことから、急遽臨時会の開催をお願いするものです。説明は以上です。

大井淳一郎委員長 ただいま、執行部から説明がありましたが、皆さんで確認したいことはありますか。（「ありません」と呼ぶ者あり）よろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）それでは、執行部の方は御退席いただいて結構です。お疲れ様です。

（執行部 退室）

大井淳一郎委員長 それでは、中身に入りたいと思います。（1）会期案についてと（2）議事日程案についてですが、今の説明を踏まえて、臨時会についての説明をお願いします。

中村議会事務局主査兼議事係長 それでは、会期案についてです。大変イレギュラーなんですけど、昨日、招集告示を受けまして、議案も既に配付しております。執行部から説明がありましたように、審査資料の中身、ボリューム、それと能率的な議会運営等を踏まえて、会期1日でできるのではないかということで御提示しております。議案件名はここにありましており、議案第1号令和4年度山陽小野田市一般会計補正予算（第8回）についてとなっております。通常であれば、これが一般会計予算決算常任委員会に付託されまして民生福祉分科会で審査、その後、一般会計予算決算常任委員会全体会において分科会長報告、質疑、討論及び採決となるところを、（2）議事日程案にありますとおり、24日火曜日の午前10時から本会議を開会して、会期決定の後、上程から委員会付託までを行います。そして、本会議を休憩して、その間に一般会計予算決算常任委員会全体会を開き、21人で審査していただいて、採決までを行います。そして、委員会終了後、本会議で一般会計予算決算常任委員長の報告の後、質疑、討論及び採決という流れを考えております。イレギュラーになりますので、議会運営委員会の委員の皆さんで審査していただ

いて、結論を出していただけたらと思います。よろしく申し上げます。

大井淳一郎委員長 ただいま説明がありました。これについて、皆さんで確認したいこととか、質疑はありますでしょうか。

笹木慶之委員 それでは、一応確認しておきます。非常にタイトなスケジュールの中で、1日という形で臨時会が開催され、民生福祉分科会への委託、委任といいますか、それは省略してということですが、担当委員会の取扱いは大丈夫でしょうか。

大井淳一郎委員長 一般会計予算決算常任委員会に付託するのは今までと一緒です。委員会の中の運営上、分科会に任せるか、あるいは今回みたいに全体会でやるかとの違いです。

笹木慶之委員 いや、そこで異論は出ませんかという確認です。大丈夫ですかということです。

大井淳一郎委員長 そうですね。今回、このように説明があって、これから、会期が始まるまでに、どうするかを話し合われるとは思いますが、異論が出るかどうかは、ちょっと今の段階で私の立場ではお答えできませんが、異論が出ないような形で——議会運営委員会で決定すれば、それに応じた形で分科会も協力していただくようになると思います。

笹木慶之委員 問題はそこなんですが、要はその辺の手続がどうかということです。内容的には、制度が既に12月議会でできておって、予算は措置されていない。それについては、遡及適用できるような内容の予算を組むということなんで、背景も分かります。ですが、要は手続が大事ですから、委員長が言われたように、ここで決まれば、そういった趣旨をきちっとよく説明されて、沿うような対応、体制を取っていただきたいということを申し上げておきたいと思います。

大井淳一郎委員長 はい、承知しました。そのほか、皆さん、よろしいですか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）それでは、付議事項1点目については、以上とします。それでは、続いて付議事項2点目、申し入れ書（山陽小野田市議会6月定例会以降に開催されます本会議また委員会等、市議会が定める公開される会議の撮影を許可していただきますよう申請いたします。）についてです。裏面にありますような内容の申入書が出ております。これについてはずっと協議してきて、前回の議会運営委員会の中で一旦決定したものの、議長から、前回の議会運営委員会の最後に、いま一度協議していただきたいということで差し戻されましたので、再度協議していきたいと思っております。具体的には、会議の撮影を許可していただきますようを書いてあり、この撮影の中身等について、録音を認めたんですが、録音も含めてどうするのかを再度協議していただきたいということでしたので、協議していきたいと思います。撮影には写真撮影と動画撮影があると思います。動画撮影には録音も含むと思いますが、報道以外の一般者の撮影の射程範囲について、まず議論していきたいと思っております。これについて、各派会派というか各委員の中で、何か見解等があればお示しいただければと思います。

森山喜久委員 撮影は、写真のみでいいと考えております。その中で、委員長が言われました、動画撮影や録音については、今までも本会議の中での発言の取消しがありまして、こちらは事務局で、本会議や委員会の放映から発言を削除することができますけれど、仮に、個人の方々を含めて、録音されても、結局、記録が残るところで、発言の取消しを求めてそれを実施しても、それが実際に徹底できないということも考えられますので、今回については、写真のみにしておくことが望ましいと考えております。

伊場勇委員 11月28日のときに、一応録画、録音のことについても、もうちょっと議論するべきだったなと私自身反省しております。今、森山委

員がおっしゃった議会の運営上、様々な手続をしている中で、本会議を中継しているんですが、本会議録画については、不適切な発言等々があり、訂正等々があれば、議長の裁量でその部分を無音にするといった取扱いをしているところです。これは、議会の運営上必要なことだと思います。そういった中で、今回一般的に動画を撮ることを認めるのか録音することを認めるのかについては、議会が取っている対応をそのまま一般の方にお願ひするのは、なかなか難しい状況があるかと思ひますし、今の社会状況を見ると、いろいろな形でいろいろな動画を使われていることもあります。これは、いろいろな視点で見ることが必要な事案だと思います。森山委員がおっしゃったとおり、まずは写真撮影を認めていいかなと思ひています。ただ、報道関係との絡みもあるかと思ひますが、現時点で一般の方が傍聴されて、撮影したいと言われたら、まずは写真撮影のみを認めるという運用をやっていくべきだと考えています。

大井淳一郎委員長 ただいま、お2人の委員から写真撮影のみでいいのではありませんかとありましたが、そのほかはよろしいですか。2人というか創政会としてですね。写真撮影のみということですが、よろしいですか。

伊場勇委員 委員会の中継や録画をユーチューブでされていますけど、確認で事務局にお聞きしますが、これは、開かれた議会としてこちらのサービスというか取組としてやっているんですか。位置づけをもう一度確認したいので、お答えいただけますか。

島津議会事務局次長 議会改革を推進する上で、議会のあり方調査特別委員会を設置しまして、その中で、議会基本条例に基づいて、開かれた議会ということで委員会中継を導入したというのが経緯です。

大井淳一郎委員長 そのほかですが、ありますか。話をお伺いすると、撮影をすると、結構最近もありますが、途中で発言の訂正とか取消しがあったときに、議会サイドであれば訂正等は利くんですが、一般の方にそれを

求めるのは難しいだろうと。誰がどのタイミングで撮影したかも分からないですし、それを消せ、変えてくれというのも難しいだろうということが主な理由だったと思います。撮影の射程範囲については、一般の方については、動画撮影、録音も含めるのではなくて、写真撮影のみと決定したいと思いますが、そのほかあれば。

宮本政志副委員長 今、うちの会派創政会のまとめを伊場委員と森山委員から言ってもらったんですけど、端的に言えば、性善説で、動画や録音を考えればというのもあったけど、内容を一部切り取られて悪用される可能性もあっちゃいかんなくなっていうのも、会派で出ました。なので、写真のみと。そこで、写真の場合でも、やはり申請をきっちりしていただいて、申請書の中身に関しても、もう少し精査していく必要もあるんじゃないかという意見も会派では出て、結果、先ほど2人の委員が言いましたように、うちの会派としたら写真のみとなりました。付け加えておきます。

大井淳一朗委員長 今、そのようにありましたが、ほかに異論は特にはないですか。よろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）それでは、写真撮影のみと決定したいと思います。それでは、射程範囲についてはそのようになりましたが、次は、撮影の場所について議論していきたいと思います。撮影の場所は、現在、例えば本会議であれば撮影する場所が決まっているのかな。まずはここを確認したいと思います。

中村議会事務局主査兼議事係長 現在、場所の指定はありませんけれども、報道の方と一般の方で席を分けています。とはいうものの、実際に三脚を用いられて、撮影して、いわゆるいいポジションを取ることになって、テレビ局の方とかが、若干その位置からずれるということはありません。ただ、それで一般傍聴の方に支障が出て、一般傍聴の方から苦情が出たということは、事務局としては聞いておりません。結論を言うと、傍聴の場所は決まっているけども、撮影の場所がイコールかどうかというところが、議論が必要なところなのかなと思います。

宮本政志副委員長 付け加えて、今まであったかどうかを聞きます。本会議場で、障害者の方が入ってこられるほうがありますよね。あちら側からというのは今まであったのかな。逆の方向性になるよね、一般傍聴席からすると。今まであったのかな、そういうことが。

中村議会事務局主査兼議事係長 すみません、今おっしゃったのは、そこから撮影させてほしいという申入れがあったかということですか。（うなづく者あり）

島津議会事務局次長 平成26年度以降は、そういったことはありません。（発言する者あり）

大井淳一郎委員長 いや、その前も、私の知る限りでは、いない。撮影はないですね。撮影もないし、あそこの身障者用の傍聴席を使ったという実績はない。ほぼないというと……違いますか。

島津議会事務局次長 近年、コロナ対策により席の間隔を取った関係で足りなくなってきたときに、障害者席に一般傍聴の方を入れて使用したことはあります。

大井淳一郎委員長 ああ、ありました。すみません。それは私の失念でした。

島津議会事務局次長 障害者の方が傍聴で来られた記憶はありません。

大井淳一郎委員長 ないってことですね。あくまでもコロナ対応で入り切らないときにそこを使ったということで、そこはあくまでも身障者用の傍聴席ということになります。中村主査からありましたように、一般と報道でエリアは分けられている。ただ、報道の方が、例えば宇宙レーダーに関する一般質問のときに、センターポジションを取られるのは、あくま

でも、一般の他の傍聴者を害しないということが前提になります。ですから、一般の方が撮影する場合には、あくまでも一般傍聴席の中が前提になるかと思いますが、いかがですかね。撮影場所というのは、それが一番オーソドックスになると思います。これは撮影の申請書の中にも書かれている中身だと思いますが、当然そのほかの傍聴者の方の妨げにはならないことも前提になるかと思いますが。撮影場所は、本会議場はそうなると思います。次は、委員会室での撮影場所をどうしましょうかという話です。同じ論で行くならば、一般傍聴席のところからなると思いますが、それか、この後ろとかを使うのがいいのかということもありますよね。(発言する者あり) 後ろはいけんってことになりますね。うん、そうそうそう、その辺りになりますね。そこからの撮影になります。

宮本政志副委員長 今、委員長がおっしゃる報道と一般の方を分けるというその線引きですよね。例えば「報道とは何ぞや」というその定義の部分を含めたり、どういうふうに分けるかとかであったり、あるいは場所を決めるにはやはり根拠も要るでしょうけど、その辺りは今後を詰めていかんといけんでしょうね。会派では、まだそこまで全て詰めて結論を出しておりません。

大井淳一郎委員長 今日は、一般の方の撮影の範囲、それから撮影場所について協議したいと思っています。報道について協議していない、しなかったのは、今まで一般も報道も含めた形での写真撮影、そして録音も認めようという方向性だったんですけど、今日の議論で、撮影の範囲とかが分かれてくるのであれば、当然、報道の定義等についても議論しなきゃいけないですし、副委員長が言われたように、うちの会派も含めて、まだそれについては全然協議していませんので、これについてはまた後日になろうかと思いますが。今日は、一般の方のことについて議論したいと思っています。撮影場所に話を戻しまして、委員会については、委員会も傍聴席がありますけれども、そこからの撮影になると思いますが、後ろを使うかどうかですよね。どうしますか。そこも、3月定例会から導入す

ることを考えるならば、なるべく詰めておかなきゃいけないと思います。

笹木慶之委員 先ほどの一般と報道の関係があって、私の会派もその辺の分類がされない限りにおいては、場所的にもいろいろ問題が起こってくるなということで、協議は未了になっています。委員会の後部席の話が出ましたけど、スペースが空いている場合と空いていない場合もあるんですよ。いっぱいいっぱい入っている場合がある。だから、もし後部席を認めるならば、そういうことも含めて協議しないといけない。今日はたまたま空いていますけど、予算関係の審査であればいっぱいになっていますよね。そうすると、傍聴席でしか撮影がかなわないということにもなるんですよ。だから、その辺りが、まだまだ不透明な部分があるなという気がします。だから、傍聴席から撮ることは問題ないと思いますが、後部席についてはその辺を考慮した上で、最終的には判断しないといけないなと思います。スペースの問題ですね。

宮本政志副委員長 便覧に出ているのかな、今ちょっと目を通してはいるんだけど、基本的に第1委員会室と第2委員会室で審査する際の委員や執行部の席は、定義がどこにありますか。載っていないよね。でしょ。そうすると、今はこうやって、壁には一般席とか報道席とかの札が一応貼ってあるけど、事務局がいるところが、定義として執行部席ですよというように、一概には決まっていらないよね。だから、その辺りも会派に持って帰って少し議論せんと、ふだんは執行部がずらっと並んだときには、撮ろうにも撮れん。ところが、普通の委員会で執行部がおらんときには空いとる。別に定義としては執行部専用の席とは決まっていない。そこで、撮っていいじゃないか、なぜ撮るのは駄目なのかというのが、少し関係してくるんで、まず、それを確認したかったんです。便覧に多分載っていないなと思って。

大井淳一郎委員長 そうですね。そういう根拠がないということであれば、取りあえず今日の議会運営委員会の中では、本会議と同じように、傍聴席

からの写真撮影は認めましょうと。ただ、後部席については、持ち帰ってもらってから話をしていきたいと思います。言われるとおり、今日のように空いている場合と、特に歳入審査のときは後ろまでいっぱいなんです、そこに一般の方が撮影で入るのは、それこそよくないことでしょうから。（発言する者あり）そうですね、そういう面もありますから。取りあえず、一般の方については、傍聴席からの写真撮影は認めるということだけ決定したいと思います。また、先ほども話にありましたように、報道の定義等については、また次回の議会運営委員会で決定したいと思います。それでは少し時間もたちましたので、換気を兼ねて、休憩したいと思います。お疲れ様でした。

午前10時25分 休憩

午前10時46分 再開

大井淳一郎委員長 それでは、委員会を再開します。続きまして付議事項3点目、（仮称）議会個人情報の保護に関する条例の制定についてです。資料1について、説明を求めたいと思います。

島津議会事務局次長 資料1にありますとおり、令和3年5月19日に公布されましたデジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律によりまして、個人情報の保護に関する法律が改正され、令和5年4月1日に施行されることに伴う対応です。現在、山陽小野田市議会における個人情報の保護に関する制度については、山陽小野田市個人情報保護条例第2条第3号の実施機関の一つと規定され、同条例により執行機関と同様に規律されております。つまり、執行部と議会は、同じ個人情報保護に関する条例を使っているということです。令和5年4月1日以降は、執行機関の個人情報の保護に関する制度については、改正後の個人情報保護法によって直接規律されることとなりますが、議会は、同法による規律の対象外となっているため、山陽小野田市議会において、現行

の山陽小野田市個人情報保護条例に代わる新条例を制定し、同条例によって規律することとなります。条例案作成に当たっての考え方については、現行の山陽小野田市個人情報保護条例は、市のいずれの機関であるかにかかわらず、同一の制度となっております。つまり、議会であろうが教育委員会であろうが執行部であろうが、同じ個人情報保護条例を使用しております。改正後の個人情報保護法施行後についても、執行機関と議会における個人情報の保護が、基本的に同一となるように整合性を図る。基本的に改正後の個人情報保護法と同一の規定内容とする。なお、全国市議会議長会が示しましたデジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律第51条の規定による改正後の個人情報の保護に関する法律等の対照表を参考としたい。二番目に、12月議会において、議会の定める個人情報の保護に関する条例と、12月に可決されました執行機関の個人情報保護法施行条例等との調整を図りたいと考えております。条例案の策定に当たって、この全国市議会議長会が示しました改正後の個人情報保護法を基にした議会の条例と、それから、執行部が、その法律を施行するために制定した条例との整合性を図って、議会と執行部が同じ内容の個人情報の保護に関する条例で、同一の内容で、これまでどおり作っていく、個人情報保護を図っていくという方向性でいかどうかを皆さんにお諮りして、それでよければその条例案を作って、また対照表等を作りまして皆さんにお示ししたいと思いますが、その方向性でいかどうかを決めていただければと思います。

大井淳一郎委員長 ただいま次長から説明がありました。経緯等については資料1にあるとおりですが、まず方向性を決めてくれということですので、これについて御意見をお伺いしたいと思います。

伊場勇委員 島津次長がおっしゃったように、執行機関と基本的に同一の制度になるようにとの方向性でいいと思います。また、全国市議会議長会から出されているものも参考にさせていただきたいなと思っております。

笹木慶之委員 発言の中で、いいかどうかという発言がありましたが、いいかどうかという選択肢はないんじゃないですか。同じ方向性で行けということになっておれば、それしか答えはないと思うんですが、どうですか。それしかないでしょ。

島津議会事務局次長 もし条例案を作った後に、この点については、執行部の方向性と違うところがあるということであれば、また議論していただけたらと思います。基本的には、市と同じ方向性でどうかとは思っております。

笹木慶之委員 ですから、市と同じもので行くと。とは言いながら、状況に応じて分からない部分が出てくるかもしれない。それは分からんところですよ。けど、国は、それはないと認めて、一緒にやれと言いはるわけじゃから、現状では、同じものを作るしかないと思うんですけどね。

大井淳一朗委員長 笹木委員も、次長が言われた方向性で行くということによろしいですね。（うなづく者あり）資料1の説明があって、整合性や調整を図っていく必要があるんですが、基本的には市の個人情報保護条例等に合わせていくという方向性でよろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）。では、方向性を確認しました。今後、条例案等を示されると思いますので、また議論していきたいと思っております。続きまして付議事項4点目、代表質問についてです。これにつきましては、昨年、会派創政会から、代表質問の廃止についての要望が出されました。これについて、令和4年3月議会につきましては代表質問を実施しましたが、それを踏まえて、代表質問についてどうするかを議論するとしていましたので、代表質問の方向性について議論したいと思っております。初めに、創政会から補足することとかがもしあれば、改めてになるかと思っておりますが、お願いしたいと思っております。

森山喜久委員 令和4年1月21日に創政会から出した代表質問の廃止につい

てで、一般質問をする議員個人でも代表質問と同様の質問をすることができるため、一般質問との差を見いだしにくいという前提で、なおかつ本市議会では22人の議員全員に一般質問の権利があり、全議員が一般質問を行える日程を設けた上で、1人につき70分の質問時間を確保していることに鑑みて、これを要望させていただいております。かいつまんでの説明は以上になります。

大井淳一郎委員長 今、森山委員から、会派創政会としての意見を言われました。これについて、至誠一心会の考えをお願いします。

笹木慶之委員 今、改めて発言がありましたが、私どもで一番議論となったのは、そもそも論なんです。一般質問と代表質問とは、もともとの原点が違うんだということで、その置き換えのような発言をされると、やっぱりそこに疑問符が付くということです。我々の会派とすれば、長い時間を掛けていろいろ議論しましたが、そういったことも全部踏まえた中で、現状の代表質問の在り方をつぶさに見てみたときに、疑問点が残ることも確かなんだと。それら押しなべて考えれば、やはり代表質問制度を作った当時のことも慎重かつ丁寧に扱いながら、これから将来に向かってどうするかを考えたときに、しっかり議論して、新しいものを求めていく必要があるというところには至っています。ただ、今はまだ霧が全部晴れたわけじゃないわけ。もうちょっと時間が欲しいと思います。ということで、今その辺りをしっかり議論していますので、会派の委員一人一人の意見を尊重しながら、最終的には、収まるべきところは収めていこうと。その考え方は委員3人とも同じですから、分離することはありません。ただ、もう少し時間を掛けて整理したいということです。

大井淳一郎委員長 うちの会派みらい21も、前回の3月定例会においては代表質問を実施させていただきたいと。それをした上で、どうするかを考えたいということ、当時の議会運営委員会の中で代表から話したと思います。その中で代表が言われていたときの議事録を見返しますと、必

ずしもずっと続けることが前提ではないと。やはり、状況に応じて見直すことも必要ではないかと言われております。代表質問の改善ができないかということも模索していたところではあります。現状を見る限り、一般質問と代表質問の差は見だしにくいのかなというところはありません。ただ、会派みらい21としまして、代表質問について、最終的な結論はまだ出ておりませんので、至誠一心会が言われたように、少し時間を頂きたい。とはいえ、次の3月定例会のことですから、次回の議会運営委員会の中ではきちんとした結論を持って、お示ししたいと思っております。よろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）3月定例会が近づいてきていますし、2月頭ぐらいには議会運営委員会を開きたいと思えます。先ほどの申入書のこともありますし、継続事項もありますので、代表質問については、そこで協議したいと思えます。それでは付議事項4点目は、以上とします。それでは付議事項5、その他、全員協議会についてです。

中村議会事務局主査兼議事係長 一応代表質問があるままで執行部と3月定例会の日程を調整しています。それはまだ今回お示しせず、全部決まるまで出さないということによろしいでしょうか。

大井淳一郎委員長 今日決まることであれば、言われたように出してもらったほうが良いと思うんですが、次で決めたいと思えます。それを踏まえての日程で出していただければと思えます。

中村議会事務局主査兼議事係長 まだ議論が完全に煮詰まっていないから、余り事務局から言うのもあれなんですけれども、代表質問があるままの状態、一旦ここからここまでのという会期を議員にはお知らせしてもいいのかなと思ったんですが、いかがでしょうか。

大井淳一郎委員長 分かります。通常であれば3か月前に、議員も予定とかがあるので、事前に知らせています。代表質問については在り方を議論し

ているところですが、今回議論は流れます。たしかに、もし代表質問が廃止となれば、代表質問の日にちは一般質問に変わることでありますので、それ以外の枠は基本変わらない。代表質問1日、一般質問4日が、一般質問5日分となり、枠は変わらない。委員会とかは多分ずれないと思うんで、もし事務局の意向を捉えるならば、取りあえず代表質問がある状態で会議に出して、ただ、代表質問の協議中ですので、日程変更の可能性はありますというように付記した上で流すのはどうですかね。もし皆さんがそれでもよろしければ。（「別に会期が1日短くなるわけじゃないやろ」と呼ぶ者あり）ないです。基本的には代表質問が一般質問に変わるということです。（「今の委員長のいいんじゃない」と呼ぶ者あり）

笹木慶之委員 代表質問、一般質問という枠の中で併記しちゃって、これからこれまでは代表質問と一般質問の枠だということですね。

大井淳一郎委員長 そうです。ですから、多分従来だと、代表質問1日、一般質問4日で取っているんですよ。それが、もし代表質問を廃止という方向になれば、一般質問に変わるだけですので、5日分の枠は変わらないんですよ。だから、事前にお知らせしても……（「だから、代表質問だけで1日取っちゃかんで、5日間で代表質問及び一般質問としちよきさえすれやりゃ」、「別に従来どおりでええんよ」と呼ぶ者あり）従来どおりでいいと思うんです。ただ、もし代表質問がなくなれば、そこは変わる可能性があるということです。よろしいですか。事務局の話も聞いた上で考えるならば、お示しするけど、変更の可能性があるかと付記しておく。枠は変わらないんで。じゃ、どうしようかな。今日出してもらいますか。決まっとる案があるよね、一応。それを出してもらったほうが、やっぱり議員に知らせる前に僕らが知っとかんといけんからね。はい、暫時休憩します。

午前11時3分 休憩

午前 11 時 16 分 再開

大井淳一郎委員長 それでは、委員会を再開します。事務局から令和5年第1回（3月）定例会日程案について出していただきました。これを出していただいたのは、ほかの議員に3月定例会の日程について情報提供する必要性からです。先ほど、継続中であります代表質問の結論によっては変動があり得るかと思いますが、基本的にはこの枠の中で決めたいと思います。現時点ではこのような日程案で決定したいと思いますが、よろしいですね。（「はい」と呼ぶ者あり）では、以上とします。それでは、その他、全員協議会でしたね。そちらについてお願いします。

中村議会事務局主査兼議事係長 次第にありますとおり、1月24日火曜日の午前9時30分から、委員長から議運決定事項の報告をお願いします。

大井淳一郎委員長 1月24日午前9時半からということで、よろしいですね。（「はい」と呼ぶ者あり）では、決定します。その他のその他で、皆さから何かありますか。よろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）では、議長からお願いします。

高松秀樹議長 お疲れ様です。申し合わせ事項があるんですが、いろいろ見てみると、時代に合っていないとか不備が見当たる部分が散見されると思っています。積み残し事項も議会運営委員会が多いんですが、是非早めに、申し合わせ事項の見直しに取りかかってほしいというのと、それに伴って、会議規則等も見直しが必要なのかなのか、議論のそ上にのせていただきたいと思います。思っております。

大井淳一郎委員長 申し合わせ事項の見直しについては、従来から議会運営委員会の中でも、私が委員長になる前も含めてあったわけですが、少し整合性が取れていないところもあるかと思えます。議長が言われたとおり、

申し合わせ事項、必要に応じては会議規則等も見直しにも着手していき
たいと思っております。それでは、そのほかはよろしいですね。（「は
い」と呼ぶ者あり）事務局もよろしいですか。（うなづく者あり）副議
長もよろしいですね。（「いいですよ」と呼ぶ者あり）それでは、以上
をもちまして、第33回議会運営委員会を閉じます。お疲れ様でした。

午前11時19分 散会

令和5年（2023年）1月18日

議会運営委員長 大井 淳一郎